

名古屋市告示第462号

計画段階環境配慮書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第7条第2項の規定に基づき、事業者から（仮称）千種駅前計画に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の提出がありましたので、同条例第7条の2の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この配慮書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和7年9月17日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

積水ハウス株式会社

代表取締役 仲井 嘉浩

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

2 対象事業の名称及び種類

（仮称）千種駅前計画

大規模建築物の建築

3 対象事業の実施想定区域

名古屋市東区葵三丁目1501番 他

4 配慮書の提出年月日

令和7年9月5日（金）

5 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市千種区星が丘山手103番地

千種区役所

ウ 名古屋市東区筒井一丁目 7 番74号

東区役所

エ 名古屋市中区栄四丁目 1 番 8 号

中区役所

オ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

(伏見ライフプラザ13階)

カ 名古屋市千種区振甫町 3 丁目34番地

名古屋市千種生涯学習センター（以下「千種生涯学習センター」という。）

(2) 縦覧期間

令和 7 年 9 月17日（水）から同年10月16日（木）まで。ただし、地域環境対策課、千種区役所、東区役所及び中区役所にあつては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を、環境学習センターにあつては 9 月22日（月）、同月29日（月）、10月 6 日（月）及び同月14日（火）を、千種生涯学習センターにあつては10月 8 日（水）を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、千種区役所、東区役所及び中区役所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

ウ 千種生涯学習センター

午前 9 時00分から午後 9 時00分まで（ただし、日曜日、祝日法による休日及び 9 月22日（月）にあつては午後 5 時00分まで）

6 環境の保全の見地からの意見の提出

配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり当

該意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和 7 年10月31日（金）

(2) 提出先

地域環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電子メールアドレス：asesu-iken@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

(3) 記載事項

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見の提出の対象である配慮書の名称

ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載）

(4) 提出方法

ア 郵送

イ 持参

ウ 電子メール

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課